

妻が出産した場合の医療費控除

Q : 私はサラリーマンですが、昨年妻が出産したため、確定申告（医療費控除）による還付を受けようと考えています。控除の対象となる費用を教えてください。

A : 以下のとおりです。

【解説】

サラリーマンの場合、通常、年末調整により納税額の精算が行われるため確定申告は不要ですが、多額の医療費を支払った場合など一定の場合には、確定申告をすることにより、納めた税金の還付を受けることができます。

多額の医療費を支払ったという場合は、実質負担した医療費の合計額から、10万円と総所得金額等の合計額の5%相当額とのいずれか少ない金額を控除した金額が所得金額から控除され、そうして計算した税額と年末調整で計算した源泉徴収税額との差額が還付されるわけです。

ご質問は、出産に伴い支払った費用のうち、どれが医療費控除の対象となるのかということですが、次のようなものが該当します。

- ① 出産の際の入院費用（食事代も含む）
- ② 入退院時のタクシー代
- ③ 出産までの定期検診費用及び交通費（実家で出産するための交通費は除く）
- ④ 出産に伴い医師の指示で購入した医薬品
- ⑤ 助産婦の介助費用など

これらの費用の合計金額から、社会保険等から支給される出産育児一時金等（会社や健康保険組合から支給される育児手当金は除く。）の金額を控除した金額が対象となります。

